

1 目的

茅野市では、教職員の使用する校務システム及び校務端末の更新について、業務を委託するに当たり、以下の観点を鑑み、業務の目的に最も適した提案者を特定するため、本プロポーザルを実施する。

- ① フルクラウド化の実現
- ② ネットワークの統合
- ③ セキュリティへの配慮及び管理

2 事業概要

(1) 事業名

茅野市小中学校校務システム更新事業（債務負担）

(2) 事業期間

校務システム構築業務：令和7年1月から令和7年8月31日

校務用端末リース：令和7年9月1日から令和12年8月31日

校務システムおよび端末保守業務：令和7年9月1日から令和12年8月31日

(3) 事業の基本事項

① 基本仕様

別紙「茅野市小中学校校務システム更新事業基本仕様書」のとおり。

② 個人情報の取り扱い

事業者は、個人情報の適正管理に関して、茅野市情報公開条例及び茅野市個人情報保護条例の規定を遵守し、業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

③ 守秘義務

事業者は、業務の遂行を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。委託期間が終了した以後も同様とする。

④ その他

業務に関する詳細事項は、協議により決定の上、契約で定めることとする。

(5) 事業限度額

¥610,000,000円（消費税相当額を含む。）

この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。提案のあった金額に基づき、事業上限額の範囲内で契約するものとする。

(6) 対象学校

① 茅野市立永明小学校：茅野市塚原1-9-1

② 〃 宮川小学校： 〃 宮川4632

③	〃	米沢小学校：	〃	米沢 4 1 8 8
④	〃	豊平小学校：	〃	豊平 2 3 4 0
⑤	〃	玉川小学校：	〃	玉川 3 6 7 4
⑥	〃	泉野小学校：	〃	泉野 2 6 4 3
⑦	〃	金沢小学校：	〃	金沢 1 1 4 1
⑧	〃	湖東小学校：	〃	湖東 4 9 8 2
⑨	〃	北山小学校：	〃	北山 4 3 6 2
⑩	〃	永明中学校：	〃	塚原 1－9－1
⑪	〃	長峰中学校：	〃	宮川 1 1 2 8 8
⑫	〃	北部中学校：	〃	湖東 5 6 4 3
⑬	〃	東部中学校：	〃	玉川 1 0 0 3 0

3 事業者の選定方法

本業務は、公募型プロポーザル方式により提案者を公募し、総合的な見地から判断して最も適した提案者（以下、「特定者」という。）を特定するものとする。

4 参加資格要件

本公募に参加できる者は、以下に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当しないこと。
- (2) 本社所在地市区町村に税の未納または滞納額がない者（法人の場合は、その代表者を含む。）であること。
- (3) 過去に校務環境のシステム構築や運用・保守を実施した実績があること。
- (4) 情報セキュリティに関する認証を取得していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 茅野市暴力団排除条例（平成24年茅野市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

5 スケジュール

令和6年10月17日（木）	公示
令和6年10月29日（火）	質問受付期限
令和6年11月1日（金）	質問回答公表
令和6年11月7日（木）	参加申請書提出期限
令和6年11月12日（火）	参加資格審査結果通知
令和6年11月18日（月）	提案書提出期限
令和6年11月22日（金）	提案者プレゼンテーション・ヒアリング審査
令和6年11月下旬	審査結果の通知・公表
令和6年12月上旬	仕様内容の協議
令和7年1月中旬	契約締結（予定）

6 プロポーザル参加申請書に関する事項

- (1) 提出書類 プロポーザル参加申請書（様式第2号）、提案者の概要がわかる資料（会社パンフレット等）
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和6年11月7日（木）午後5時まで（必着）
- (4) 提出先 〒391-8501 長野県茅野市塚原2-6-1
茅野市教育委員会事務局 学校教育課（担当：山崎）
電話：0266-72-2101 F A X：0266-73-9843
メール：ictkyoiku@city.chino.lg.jp
- (5) 提出方法 郵送又は持参
※持参による場合の提出時間は、午前9時から午後5時までとし、土曜日・日曜日・祝日を除く。
※郵送の場合は、上記担当者に電話連絡すること。

7 質問に関する事項

- (1) 質問様式 任意様式
- (2) 受付期限 令和6年10月29日（火）正午まで（必着）
- (3) 提出先 第6項（4）に同じ
- (4) 提出方法 メール（上記担当者に電話連絡すること。）
- (5) 回答方法 茅野市ホームページで公表
- (6) 回答期限 令和6年11月1日（金）

8 提案書等提出書類に関する事項

- (1) 提案書類（A4版の任意様式とし、A3版折畳み可とする。）

ア 提案書

- ・連絡先（担当者氏名、電話、F A X 番号、電子メールアドレス等）を必ず記載すること。
- ・業務目的や基本仕様書を踏まえ、詳細な仕様について提案すること。
- ・本業務を実施するにあたり、特にアピールしたい事柄又は優位性について、わかりやすく明記すること。

イ 見積書

- ・構築費用、リース費用、保守費用のそれぞれの見積書を作成すること。
- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

ウ 業務実績調書

- ・本業務と同種業務の実績について、「名称、発注者名、期間、契約金額、内容等」を記入すること。ただし、公表できる範囲で構わない。

エ 本社所在の市税の未納または滞納額がない証明

※プロポーザルで示す提案書の作成にあたっては、プロポーザルで採用決定した後に、小中学校の教員等に対して行う説明会で配布することも想定した資料として作成すること。

- (2) 提出部数 ア、イ、ウについては8部（正本1部・審査会による選考用7部）

エについては1部

(3) 提出期限 令和6年11月18日(月)午後5時まで(必着)

(4) 提出先及び提出方法 第6項(4)(5)に同じ

9 審査に関する事項

(1) 審査方法

別紙「茅野市小中学校校務システム更新事業プロポーザル方式審査要領」に基づき、審査を行う。

(2) 審査日時 令和6年11月22日(金)

※開催時間は、参加者に直接連絡し調整する。

(3) 審査場所 茅野市役所内 ※開催場所の詳細は、参加者に直接連絡する。

(4) 審査結果の公表

ア 特定者への連絡 審査会で特定された後、速やかに電話で連絡する。

イ 審査結果の公表 茅野市ホームページにより公表する。なお、電話による問い合わせは応じない。また、この公表内容には、提案者の事業者名及び審査会評価点を含むものとする。審査結果は、審査終了後速やかに全提案者に書面で通知する。

(5) 審査結果への疑義

提案者は、審査結果について疑義がある場合は、公表日の翌日から起算して7日以内に書面(様式任意)により、その理由の説明を求めることができる。

(6) その他

・審査過程において提案書の内容に疑義が生じた場合は、提案者に照会する場合がある。

10 提案者の失格

当該プロポーザルの実施において、次の事項に該当した場合、失格とする。万一、最適提案者が失格した場合は、次点の事業者を最適提案者とする。

(1) 審査に関する不当な要求を申し入れた場合

(2) 当該実施要領に定める「4 参加資格要件」を満たさなかった場合

(3) 提出書類に虚偽又は不正があった場合

(4) 提出書類の提出期限を経過してから提出書類が提出された場合

(5) その他不正行為があった場合

11 その他留意事項

(1) プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 当該案件に関する事項については文書(FAX,メールを含む。)によるものとし、電話または口頭による問い合わせには一切回答しない。

(3) 提案書の提出は、1者1提案とする。

(4) 提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。

(5) 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用については、提案者の負担とする。

(6) 提案書類を含む提出されたすべての書類等は、本市の情報公開の対象とする。

(7) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(8) 参加者は、参加申請書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

1 2 契約の締結について

(1) 事業の実施に際しては、提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではない。したがって、審査の結果、特定された提案者と市が派遣業務の内容の詳細を別途、協議、調整のうえ、提案の内容を一部変更して契約する場合がある。

(2) (1) の協議において、契約条件が整わない場合は、次点の事業者と協議を行うものとする。

1 3 長期継続契約に係る特約事項

(1) リース契約や保守委託業務契約等においては、この契約に係る歳出予算が議会で可決され、当該予算の執行が可能になったとき、契約の効力が生じる。

(2) 発注者は、翌年度以降において発注者の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

1 4 問い合わせ先

茅野市教育委員会 学校教育課 学務係 (担当：山崎)

〒391-8501 長野県茅野市塚原2-6-1

電話：0266-72-2101 (内線605)

メール：ictkyoiku@city.chino.lg.jp